

保護者各位

学校法人胡屋バプテスト学園
愛 星 幼 稚 園

2025年度における施設型給付費等の額に係る法廷代理受領の通知について

2025年度本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額(下記参照)となります。

〈令和7年度 各月における1人当たりの公定価格の額〉

教育認定子ども(1号認定子ども)

(単位:円)

	満3歳児	3歳児	4歳以上児
4月	87,414 (90,104)	87,414 (90,104)	66,914 (69,604)
5月	148,584 (152,254)	87,384 (91,054)	66,884 (70,554)
6月	148,724 (152,644)	87,524 (91,444)	67,024 (70,944)
7月	148,684 (151,374)	87,484 (90,174)	66,984 (69,674)
8月	148,684 (148,684)	87,484 (87,484)	66,984 (66,984)
9月	148,684 (152,604)	87,484 (91,404)	66,984 (70,904)
10月	148,724 (152,644)	87,524 (91,444)	67,024 (70,944)
11月	148,614 (152,044)	87,414 (90,844)	66,914 (70,344)
12月	148,554 (151,494)	87,354 (90,294)	66,854 (69,794)
1月	149,154 (152,584)	87,954 (91,384)	67,454 (70,884)
2月	148,424 (151,854)	87,224 (90,654)	66,724 (70,154)
3月	155,974 (158,424)	94,774 (97,224)	74,274 (76,724)

〈令和7年度 各月における1人当たりの公定価格の額〉

保育認定子ども(2号認定子ども)

(単位:円)

	3歳児		4歳以上児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	206,540 (211,440)	174,830 (179,730)	187,960 (192,860)	156,230 (161,130)
5月	206,540 (211,440)	174,830 (179,730)	187,960 (192,860)	156,230 (161,130)
6月	207,090 (211,990)	175,380 (180,280)	188,510 (193,410)	156,780 (161,680)
7月	207,090 (211,990)	175,380 (180,280)	188,510 (193,410)	156,780 (161,680)
8月	207,090 (211,990)	175,380 (180,280)	188,510 (193,410)	156,780 (161,680)
9月	207,090 (211,990)	175,380 (180,280)	188,510 (193,410)	156,780 (161,680)
10月	207,090 (211,990)	175,380 (180,280)	188,510 (193,410)	156,780 (161,680)
11月	207,090 (211,990)	175,380 (180,280)	188,510 (193,410)	156,780 (161,680)
12月	207,090 (211,990)	175,380 (180,280)	188,510 (193,410)	156,780 (161,680)
1月	209,590 (214,490)	177,880 (182,780)	191,010 (195,910)	159,280 (164,180)
2月	207,090 (211,990)	175,380 (180,280)	188,510 (193,410)	156,780 (161,680)
3月	245,540 (250,440)	213,830 (218,730)	226,960 (231,860)	195,230 (200,130)

- ・各年齢区分において、子どもが在籍していない月についても1人当たりの公定価格の額を記載しております。
- ・月を通じて在籍する子どもに係る額となります。月途中で入退所した場合は、当該額を日割り計算した額となります。
- ・施設が代理受領した施設型給付費等の額は、この額から各支給認定保護者が負担した利用者負担額(保育料)を差し引いた額となります。
- ・3歳児以上の園児については、副食費徴収免除対象者の公定価格の額を、()内に記載しております。

「法廷代理受領」の通知の法的位置付け

- ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個別給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と読んでいます。
- ・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者へ通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和2年度の実績をご報告するものです。(あくまでも、実績をご報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担額の支払い等が発生するものではありません。)